

と畜場法に基づく獣畜の皮等のと畜場外への持出し許可申請等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、と畜場法(昭和28年法律第114号。以下「法」という。)第14条第3項第2号の規定により、京都市と畜場(以下「と畜場」という。)内でと畜処理された獣畜の皮等(以下「獣畜の皮等」という。)を、と畜検査終了前にと畜場外に持ち出すことを許可するに当たっての必要な事項を定める。

(許可の対象)

第2条 獣畜の皮等のと畜場外への持出し許可の対象は、次の場合とする。

- (1) 牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)検査終了前に、皮革の原料として牛の皮を持ち出す場合。
- (2) BSE検査終了前に、牛の改良増殖(学術研究の用に供する場合を含む。)の目的のために牛の卵巣を持ち出す場合。
- (3) BSE検査終了前に、獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮(以下「獣畜の肉等」という。)の所有者又はと畜場の管理者が、焼却するために獣畜の肉等を持ち出す場合。

(申請)

第3条 前条に規定する場合にあつては、と畜場の管理者は、あらかじめ京都市衛生環境研究所(以下「衛生環境研究所」という。)長に対して必要な書類を添えて申請し、許可を受けなければならない。

2 申請書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の申請を行う場合にあつては、牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書(様式第1号)
- (2) 前条第2号の申請を行う場合にあつては、牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書(様式第2号)
- (3) 前条第3号の申請を行う場合にあつては、獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書(様式第3号)

3 申請書及びその他必要な書類等の提出先は、衛生環境研究所食肉検査部門とする。

(受付)

第4条 申請書の提出を受けた衛生環境研究所食肉検査部門は、事務処理簿を設けて必要事項を記載するとともに、申請書の記載内容等について次のことを確認する。

- (1) 必要事項がすべて記載されていること。
- (2) 申請者がと畜場の管理者であること。
- (3) 牛の皮又は卵巣を持ち出す場合にあっては、持出し期間が1月を超えないものであること。
- (4) 牛の皮又は卵巣を持ち出す場合にあっては、BSE検査が終了するまでの間、持ち出された牛の皮又は卵巣が、いずれの牛から得られたものであるかを識別するための措置が適切に講じられていること。
- (5) 牛の皮又は卵巣を持ち出す場合にあっては、BSE検査が終了するまでの間、牛の皮又は卵巣の運搬及び保存等の際に、紛失等を防止するための措置が適切に講じられていること。
- (6) 牛の皮を持ち出す場合にあっては、と畜場から持ち出した牛の皮を保存(塩蔵により行うことを含む。)する施設が、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項に規定する化製場又は同法第8条に規定する獣畜の皮の貯蔵の施設(以下「化製場等」という。)であるとともに、BSE検査が終了するまでの間、牛の皮を適切に保存することができること。
- (7) 牛の卵巣を持ち出す場合にあっては、と畜場から持ち出した牛の卵巣を保存する施設が、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に規定する家畜人工授精所、独立行政法人家畜改良センター又は学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された大学等牛の改良増殖に係る研究を行う機関であるとともに、BSE検査が終了するまでの間、牛の卵巣を適切に保存することができること。
- (8) 牛の皮又は卵巣を持ち出す場合にあっては、と畜場の管理者により、次の事項について適切に記録するための帳簿が備え付けられていること。
 - ア 持出しを行う者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)、氏名又は名称及び連絡先
 - イ 持ち出された牛の皮又は卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先
 - ウ 持出し年月日、持出し数量、持ち出す牛の皮又は卵巣の個体識別番号
- (9) 牛の皮又は卵巣を持ち出す場合にあっては、牛の皮を保存する化製場等又は牛の卵巣を保存する施設において、次の事項について適切に記録するための帳簿が備え付けられていること。
 - ア 持ち出した者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)、氏名又は名称及び連絡先
 - イ 当該施設で保存する牛の皮又は卵巣が持ち出されたと畜場の名称、所在地及び連絡先

ウ 持出し及び搬入年月日、持出し及び搬入数量並びに持出し及び搬入した牛の皮又は卵巣の個体識別番号

(10) 焼却するために獣畜の肉等を持ち出す場合にあつては、獣畜の肉等を焼却する施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)に基づき設置された、獣畜の肉等の焼却を適切に行うことができる施設であること。

(11) 焼却するために獣畜の肉等を持ち出す場合にあつては、と畜場の管理者により、次の事項について適切に記録するための帳簿が備え付けられていること。

ア 持出しを行う者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)、氏名又は名称及び連絡先

イ 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

ウ 持出し年月日及び持出し数量

(関係施設の管理方法等の確認)

第5条 持ち出された牛の皮又は卵巣を保存する施設及び獣畜の肉等を焼却する施設の管理状況等を確認する必要があると認める場合は、衛生環境研究所食肉検査部門が立入調査を実施する。

ただし、所在地が京都市外である場合は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課を通じて関係する自治体に調査を依頼するものとする。

(許可)

第6条 衛生環境研究所長は、審査の結果、と畜場外への持出しを許可して差し支えないと認めた場合は、と畜場外への持出し許可書(様式第4号)を作成し、衛生環境研究所食肉検査部門においてと畜場の管理者に交付する。

2 持出しを許可する牛の皮又は卵巣は、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第1に掲げる部位に接触又はそのおそれのないものに限るものとする。

3 牛の皮又は卵巣を持ち出す場合にあつては、BSEスクリーニング検査の結果が陽性と判定された際には、速やかに当該牛の皮又は卵巣をと畜場に戻さなければならない。

(報告)

第7条 と畜場の管理者は、申請内容に変更があつた場合は、直ちにその内容を書面で衛生環境研究所長に報告すること。

2 と畜場の管理者は、許可期間満了後10日以内に、当該許可に係ると畜場外への持出し状況

等を衛生環境研究所長に報告すること。

3 と畜場の管理者は、焼却するために獣畜の肉等を持ち出した場合にあっては、当該獣畜の肉等が焼却されたことを、産業廃棄物管理票の写し等を添付した書面により衛生環境研究所長に報告すること。

4 と畜場の管理者は、BSE検査が終了するまでの間に持ち出した獣畜の皮等の紛失等があった場合には、自らの責任において危害防止、再発防止対策等を講じ、その旨を直ちに書面で衛生環境研究所長に報告すること。

(許可の制限)

第8条 虚偽又は不正な申請、あるいは不適切な持出し等が行われた場合等には、と畜場外への持出し許可を取り消すとともに、その原因、今後の対策等をと畜場の管理者に報告させ、その内容が適正であると確認できるまで、新たな持出し許可申請を受け付けないものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年9月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

(あて先) 京都市衛生環境研究所長

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 又 は 名 称

及び代表者の氏名

と畜場法第 1 4 条第 3 項第 2 号の規定により、牛の皮のと畜場外への持出しについて、次のとおり申請します。

1 と畜場の名称、所在地及び連絡先

2 牛の皮の持出しを開始する年月日及び期間

3 1 日に持出しを行う牛の皮の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

収 受 印

4 牛の皮の持出しを行う者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名並びに連絡先

持出しを行う者の氏名	住所	連絡先

5 運搬の方法並びに牛の皮の落下及び紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運搬の方法	落下及び紛失防止措置内容

6 持ち出された牛の皮を保存する者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名並びに連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者連絡先

7 持ち出された牛の皮を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

8 その他

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

(あて先) 京都市衛生環境研究所長

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 又 は 名 称

及び代表者の氏名

と畜場法第14条第3項第2号の規定により、牛の卵巣のと畜場外への持出しについて、次のとおり申請します。

1 と畜場の名称、所在地及び連絡先

2 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及び期間

3 1日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

収 受 印

4 牛の卵巣の持出しを行う者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名並びに連絡先

持出しを行う者の氏名	住所	連絡先

5 運搬の方法並びに牛の卵巣の紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運搬の方法	紛失防止措置内容

6 持ち出された牛の卵巣を保存する者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名並びに連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者連絡先

7 持ち出された牛の卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における 1 日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

8 その他

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

(あて先) 京都市衛生環境研究所長

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 又 は 名 称

及び代表者の氏名

と畜場法第14条第3項第2号の規定により、焼却のための獣畜の肉等のと畜場外への持出しについて、次のとおり申請します。

1 と畜場の名称及び所在地

2 獣畜の肉等の持出しを行う年月日

3 獣畜の肉等の持出しを行う者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名並びに連絡先並びに運搬方法

持出しを行う者の氏名	住所	連絡先	運搬方法

4 持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名並びに連絡先

焼却者の氏名	焼却者の住所	焼却者の連絡先

5 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

焼却者の氏名	焼却施設の名称	焼却施設の所在地	焼却施設の連絡先

6 その他

収 受 印

と畜場外への持出し許可書

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名又は名称

及び代表者の氏名

と畜場法第14条第3項第2号の規定により、 年 月 日付けで申請の
あった のと畜場外への持出しについて、次のとおり許可する。
ただし、下記を条件とする。

記

1.

2.

年 月 日

京都市衛生環境研究所長

＝ 教 示 ＝

この処分に不服があるときは、この許可書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この許可書を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。